

○騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく市長が定める区域

平成24年3月30日

都留市告示第35号

都留市長 小林 義 光



騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令(平成12年総理府令第15号)別表備考の規定に基づき市長が定める区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

区分	該当地域
a 区域	第一種区域並びに第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域	第二種区域から第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除いた地域
c 区域	第三種区域及び第四種区域

備考

- 一 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(平成24年3月19日都留市告示第9号)に定める第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域をいう。
- 二 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第八条第一項の規定により定められた地域をいう。